

●補助金等に係る優遇制度

令和8年4月現在

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	概 要	
		限度額(千円)	補助金等の内容
さいたま市	さいたま市産業立地促進補助金交付要綱	200,000	投下固定資本額から算出された補助対象経費の10%以内を助成(大型特例の場合、限度額は1,000,000千円)
	さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱	5,000	建物賃借料を3ヶ月間助成(大型特例の場合、限度額は10,000千円)
川越市	川越市企業立地奨励金等交付要綱	10,000	・固定資産税及び都市計画税相当額に一定割合を乗じて得た額を5年間交付するもの。 ・補助割合は、1/2をベースとして、環境に配慮した立地であれば1/10、行政と連携(協定)した立地であれば1/10、知事承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のための立地の場合又は本社機能若しくは研究所機能を有する立地の場合、1/10を加算する。(最大補助率8/10) ・対象産業は、製造業・情報通信業・知事承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のための立地の場合又は本社機能若しくは研究所機能を有する立地の場合
		3,000	市民を新規に1年以上雇用継続した場合1人当たり30万円を交付(1回)
		5,000	市内転入した正社員に対して1人30万円、対象従業員に子どもがいる場合子ども1人10万円(1回)
熊谷市	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例	50,000 (100,000)	固定資産税相当額を3年間交付(本社機能の移転及び重点業種事業(地域未来投資促進法に基づき地域の経済を牽引する事業)を実施する企業については5年間)※上限額5千万円(重点業種事業については上限額1億円)
		30,000 (50,000)	雇用開始後1年経過時点での新規雇用者1人当たり正規雇用の場合50万円を、非正規雇用の場合20万円を交付(上限額3千万円)※重点業種事業を実施する企業については、正規雇用の場合80万円、非正規雇用の場合30万円を交付(上限額5千万円)
		10,000	市内転入した正社員1人当たり10万円を1回交付
		5,000	出力10kW以上の太陽光発電設備を設置した場合、設置に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額を交付(1回)
		10,000	規則で定める緑地を設置した場合、設置費用の1/2を交付(1回)
		10,000	埋蔵文化財の発掘を実施した場合、要した費用の1/2を交付(1回)
		10,000 (20,000)	従業員の居住を目的とする共同住宅等を熊谷市内に建設又は取得した場合、共同住宅等の戸数に50万円を乗じて得た額(上限額1千万円)、重点業種事業を実施する企業の場合、共同住宅等の戸数に80万円を乗じて得た額(上限額2千万円)を交付
		-	市内転入した正社員又は内定者に対して10万円(金券等)を1回交付
川口市	川口市企業立地補助金交付要綱	6,000	工場等固定資産税及び都市計画税の相当額の1/2を3年間助成(1年度限度額2,000千円)
		6,000	流通業務等施設固定資産税の相当額の1/2を3年間助成(1年度限度額2,000千円)
		2,400	貸工場入居のための家賃の1/2を2年間(24か月)助成(月限度額100千円)
		3,000	新規雇用者1人当たり年200千円を助成(1回)
行田市	行田市企業誘致条例	-	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付(本店の場合500万円を上乗せして3年間交付)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		5,000 (本店の場合15,000)	市民の新規雇用1人当たり50万円を交付(本店の場合1人当たり75万円を交付)(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		5,000	太陽光発電設備を設置した場合、出力1kW当たり35万円を交付(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		5,000	太陽熱温水器を設置した場合、集熱面積1㎡当たり15万円を交付(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		5,000	上水道加入金相当額の1/2を交付(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		10,000	下水道受益者負担金相当額の1/2を交付(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		10,000	用地取得費の1/2を交付(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)
		3,000 (本店の場合15,000)	既雇用従業員が転入した場合1人当たり10万円を交付(本店の場合1人当たり25万円を交付)(1回)(対象:富士見工業団地拡張地区産業団地)

●補助金等に係る優遇制度

令和8年4月現在

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	概要	
		限度額(千円)	補助金等の内容
秩父市	秩父市工場等誘致条例	—	[奨励金A]固定資産税相当額を3年間助成
		10,000	[奨励金B]水道加入金相当額の1/2を助成
		100,000	[奨励金C:新設]投下固定資本額(土地を除く)の5%を5年分割で交付(大型特例の場合、限度額5億円)
	50,000	[奨励金C:移設・増設]投下固定資本額(土地を除く)の3%を5年分割で交付(大型特例の場合、限度額1億円)	
	秩父市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱(のうち「水道多量使用事業」)	10,000	年間上水道使用量(うち事業に使用したものに係る料金)が6,000㎡超10万㎡以下の分に対して1㎡当たり10円、10万㎡超の分に対して1㎡当たり20円を助成
所沢市	所沢市企業立地支援条例	—	固定資産税・都市計画税に相当する額を3年度分に限り交付
		—	特例子会社が市内に所有する固定資産に対して課された固定資産税等相当額を5年度分に限り交付
		3,000	市民の新規雇用1人当たり30万円を交付(1回)…(a)
		2,000	(a)の限度を超えて、更に障害者である市民の新規雇用1人あたり5万円～20万円を交付(2年間)
	—	立地企業へ土地を譲渡した者に対し、譲渡前直近1年度分の固定資産税等相当額を交付	
	所沢市都市型産業等育成補助金交付要綱	100	新たに事務所等を賃借する事業者に10万円(上限)を最長24か月間交付
飯能市	飯能市企業立地奨励金等交付要綱	—	固定資産税相当額を3年間助成
		15,000	新規雇用者1人当たり100千円を3年間助成(1年度限度額5,000千円)
本庄市	本庄市企業誘致条例	—	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間助成
		—	設備投資に対し償却資産の固定資産税相当額を1年間助成
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)
		1,000	法人市民税相当額を1年度分を助成(1回)
東松山市	東松山市がんばる企業応援条例	—	事業所の新設・拡張に対し固定資産税及び都市計画税相当額を2年間助成(市内に本社機能を移転する場合は3年以内) 事業所の設備投資に対し償却資産の固定資産税相当額を2年間助成(市内に本社機能を移転する場合は3年以内)
春日部市	春日部市企業誘致条例	—	固定資産税相当額に、1年目10/10、2年目9/10、3年目8/10を乗じた額を助成
		—	水道加入分担金相当額に、1年目5/10を乗じた額を助成
狭山市	狭山市企業立地奨励金等交付要綱	—	固定資産税及び都市計画税相当額の1/2を5年間助成(大企業の場合は、1/3を3年間助成、各年度上限額1千万円)
		4,000	新規雇用者1人当たり20万円を助成(1回)
		6,000	新規雇用者が正規従業員の場合、1人当たり30万円を助成(1回)
		2,000	新規雇用者が女性の場合、1人当たり10万円を助成(1回)
		2,000	新規雇用者が障害者の場合、1人当たり10万円を助成(1回)
		1,000	新規雇用者が女性もしくは障害者であり、上記の助成金の交付を受けていない場合、1人当たり10万円を助成(1回)
		3,000	環境への負荷軽減に資する設備の設置費用の1/2を助成(1回)
		3,000	水道利用加入金相当額の1/2を助成(1回)
鴻巣市	鴻巣市企業誘致条例	10,000	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付(増設及び移設は相当額の1/2)
		9,000	市民の新規雇用者1人当たり30万円を交付(1回)
深谷市	深谷市工場等立地促進条例(いずれも、工場等の投資固定資産の総額が10億円以上の場合に限る。)	—	0.7/100に軽減した後の固定資産税相当額を3年間助成
		100,000	新規雇用者が5人以上となる場合、1人当たり300千円を3年間助成
		50,000	基準以上の緑地面積に1㎡当たりの緑化に要する費用を乗じた額の1/2を助成(1回)

●補助金等に係る優遇制度

令和8年4月現在

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	概要	
		限度額(千円)	補助金等の内容
戸田市	戸田市産業立地推進事業補助金交付要綱 (製造業者が対象)	3,000	工場等の立地に係る建物および土地の固定資産税・都市計画税課税相当額の1/2を3年間補助(3年間最大9,000千円)
		1,200	工場等の立地に係る建物及び土地の賃料相当額の1/2を2年間補助(月限度額100千円、2年間最大2,400千円)
		500	工場等に新たに10,000千円以上の設備を導入した際に課せられる固定資産税課税相当額の1/2を3年間補助(3年間最大1,500千円)
		300	新規雇用者(市内に1年以上住民登録を置く者)1人当たり300千円を1年間補助
	戸田市産業立地推進事業補助金交付要綱 (IT産業者が対象)	3,000	事業所等の立地に係る建物および土地の固定資産税・都市計画税課税相当額の1/2を3年間補助(3年間最大9,000千円)
		1,200	事業所等の立地に係る建物及び土地の賃料相当額の1/2を2年間補助(月限度額100千円、2年間最大2,400千円)
		500	事業所等に新たに取得した設備にかかる経費及び施設の改装に係る経費の1/2を補助(限度額500千円)
		300	新規雇用者(市内に1年以上住民登録を置く者)1人当たり300千円を1年間補助
入間市	入間市商工業振興条例	100,000	固定資産税相当額の1/10～10/10を3年間補助
久喜市	久喜市企業誘致条例	3,000 (本社機能を有する場合は5,000)	新規雇用者(市内在住者を1年以上継続雇用)1人当たり100千円を助成(1回)
		—	新規雇用者(障がい者)(市内在住者を1年以上継続雇用)1人当たり300千円を助成(1回)
		2,500 (省エネルギー性能優良施設は5,000)	太陽光発電設備(最低出力10kW)を設置した場合、出力1kW当たり5万円を助成(1回)
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例	90,000	新規市民雇用者1人につき300千円を交付(年1回/3年分) 市内に転入した既従業員1人につき300千円を交付(年1回/3年分)
		—	市内に住宅を新築又は購入した従業員で5年以上当該住宅に居住する意思を持つ者に対し500千円を交付(1回)
日高市	日高市特定施設設置奨励金交付要綱	10,000	埋蔵文化財発掘調査費用として、日高市遺跡調査会に支払った費用から1,000万円を控除した額の1,000万円を上限に交付
毛呂山町	毛呂山町企業誘致促進条例	3,000	町民の常時正規雇用1人当たり30万円を交付(1回)
		3,000	正規雇用従業員が転入した場合、1人当たり30万円を交付(1回)
越生町	越生町水道事業給水条例	—	水道使用量が1ヶ月10,000㎡以上になると見込まれる使用者については料金を減額
	越生町サテライトオフィス開設事業補助金交付要綱	1,500	サテライトオフィス開設における新築、改修、付帯設備の設置に要する経費の1/3(150万円上限)を補助
滑川町	滑川町企業誘致条例	—	固定資産税相当額に、1年目100/100、2年目75/100、3年目50/100を乗じた額を助成
嵐山町	嵐山町企業誘致条例	—	固定資産税相当額を3年間交付 (対象:嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地)
		3,000	町民の常時雇用1人当たり10万円を交付(1回) (対象:嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地)
		3,000	正規雇用従業員が転入した場合、1人当たり10万円を交付(1回) (対象:嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地)
		5,000	上水道加入金相当額の1/2を交付 (対象:嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地)
小川町	小川町起業創業等支援補助金(空き店舗等利活用事業)	1,000	指定区域内の空き店舗を賃借又は購入し、新たに出店する者に対して、改修費の1/2(上限1,000千円)を補助
吉見町	吉見町企業等誘致に関する条例	—	固定資産税相当額に、1年目100/100、2年目75/100、3年目50/100を乗じた額を助成
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)
鳩山町	鳩山町企業誘致条例	150,000	固定資産税の額に10分の5以内で規則で定める割合を乗じて得た額(1年度につき5,000万円、3年間)を交付
		5,000	新規に雇用した日から1年以上継続して雇用した者1人当たり100千円を交付期間の2年目に交付(1回)
		5,000	省エネルギー設備の設置に要した額に、10分の1を乗じて得た額を交付(1回)
ときがわ町	ときがわ町企業立地支援条例	15,000	固定資産税の優遇期間中(3年間)、町民を継続雇用した場合1人当たり300千円を交付
皆野町	皆野町企業誘致条例	—	固定資産税相当額を3年間助成
		3,000	上水道加入金及び下水道分担金相当額の1/2を助成(3,000千円を限度)

●補助金等に係る優遇制度

令和8年4月現在

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	概 要	
		限度額(千円)	補助金等の内容
長瀬町	長瀬町企業誘致条例	-	固定資産税相当額を3年間交付
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)
		1,000	法人町民税相当額を助成(1回)
		3,000	水道加入金相当額を助成
		5,000	埋蔵文化財発掘調査費用の1/2を助成(1回)
小鹿野町	小鹿野町企業誘致条例	-	固定資産税相当額を3年間助成
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)
		1,000	法人町民税相当額を助成(1回)
		3,000	水道加入金相当額を助成
	小鹿野町創業支援利子補給補助金交付要綱	100	新たに創業するために金融機関から貸付を受けた資金(上限500万円)に対し10万円を上限に利子補給。
神川町	神川町企業誘致条例	-	固定資産税相当額を3年間助成
		3,000	新規雇用者1人当たり150千円を助成(1回)
		1,000	法人町民税相当額を1年度分を助成(1回)
		5,000	埋蔵文化財発掘調査費用の1/2を助成(1回)
上里町	上里町企業誘致条例	-	固定資産税相当額(賃貸借の場合を含み、賃借料を上限とする)を3年間助成。農産法工業等導入地区は、期間を6年間まで延長
		5,000	埋蔵文化財発掘調査費用の1/2を助成(3年以内1回)。農産法工業等導入地区は、期間を6年間まで延長し、新規調査及び敷地拡張時に適用(各1回)
		-	農産法工業等導入地区においては、経済の活性化及び雇用創出に資すると町長が認める施設であるときは、業種は不問
		3,000	新規雇用者(町民で1年以上継続雇用)1人当たり100千円を助成(1回)
		1,000	法人町民税相当額を1年度分を助成(1回)
		20,000	水道加入金相当額を1年度分を助成(1回)
寄居町	寄居町企業誘致条例	-	固定資産税相当額(償却資産は機械及び装置に限る)を3年間助成
		100,000	企業の立地に必要な道路の改良・新設工事を町が施工
松伏町	松伏町企業立地に係る雇用促進奨励金交付要綱	3,000	新規雇用者(町民で1年以上継続雇用)1人当たり100千円を交付(1回)

●補助金等に係る優遇制度

令和8年4月現在

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	概要	
		限度額(千円)	補助金等の内容

<問い合わせ先>

市町村名	担当部署	連絡先
さいたま市	経済局 商工観光部 産業展開推進課 産業立地係	048(829)1349【直通】
川越市	産業観光部 産業振興課 企業立地推進室	049(224)5934【直通】
熊谷市	産業振興部 企業活動支援課 企業活動支援係	048(524)1470【直通】
川口市	経済部 産業労働政策課 産業創出係	048(258)1619【直通】
行田市	都市整備部 企業誘致課	048(550)1555【直通】
秩父市	産業観光部 先端技術推進課	0494(21)5522【直通】
所沢市	産業経済部 産業振興課 労政・企業誘致グループ	04(2998)9157【直通】
飯能市	環境経済部 産業振興課 企業誘致担当	042(973)2111【代表】
本庄市	経済環境部 産業開発室 産業開発係	0495(25)1169【直通】
東松山市	政策財政部 政策推進課 活性化戦略室	0493(63)5031【直通】
春日部市	環境経済部 商工観光課 企業誘致担当	048(797)8029【直通】
狭山市	環境経済部 産業振興課 企業立地推進室	04(2937)7204【直通】
鴻巣市	環境経済部 商工観光課 商工労政担当	048(541)1321【代表】
深谷市	産業振興部 産業ブランド推進室 企業誘致推進係	048(577)3819【直通】
戸田市	環境経済部 経済戦略室 産業支援担当	048(441)1800【代表】
入間市	環境経済部 商工観光課 商工業・労政・新産業創造担当	04(2964)1111【代表】
久喜市	環境経済部 商工観光課 商工労働係	0480(85)1111【代表】
鶴ヶ島市	都市整備部 企業立地・定住推進課 企業立地推進担当	049(271)1111【代表】
日高市	都市整備部 都市計画課 計画推進・企業誘致担当	042(989)2111【代表】
毛呂山町	企画財政課 企画係	049(295)2112【代表】
越生町	企画財政課 企業誘致担当	049(292)3121【代表】
滑川町	産業振興課 農林商工担当	0493(56)6906【直通】
嵐山町	企業支援課 企業誘致推進室	0493(62)0720【直通】
小川町	にぎわい創出課 企業支援グループ	0493(72)1221【代表】
吉見町	産業振興課 商工観光係	0493(54)5027【直通】
鳩山町	地域創生環境課 地域創生・企業誘致担当	049(296)5894【直通】
ときがわ町	政策財政課 政策担当	0493(65)1521【代表】
皆野町	産業観光課 商工観光担当	0494(62)1462【直通】
長瀨町	産業観光課 産業観光担当	0494(69)1104【直通】
小鹿野町	産業振興課 工業担当	0494(75)5061【直通】
神川町	経済観光課 商工観光担当	0495(77)0703【直通】
上里町	地域活力創造課 活力創造係	0495(35)1235【直通】
寄居町	産業振興企業誘致課 商工振興企業誘致班	048(581)2121【代表】
松伏町	新市街地整備課 都市デザイン・公園担当	048(991)1806【直通】